

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 トーエネック	愛知県名古屋市中区栄 1-20-31	1-001574

注) 業者番号「1-」は、国土交通大臣許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成24年7月30日 ～ 平成24年9月29日（2箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

株式会社トーエネックは、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第15条第2号に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められた。

また、監理技術者資格者証の携帯が必要とされる工事において、資格要件を満たさない者を専任の監理技術者として配置していた。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められた。

以上のことから、平成24年5月23日に建設業許可部局である国土交通省中部地方整備局長より監督処分（指示処分）を受けた。

5 指名停止理由

株式会社トーエネックが監督処分（指示処分）を受けたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第2第10号アに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第10号ア〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
ア 指示処分を受けたとき	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
イ 営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123（ダイヤルイン）